

陳情 第10号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情	令和5年5月19日 提出 令和5年5月23日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第2号	教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願	令和5年6月6日 提出 令和5年6月22日 付託 令和5年8月30日 審査 令和6年5月23日 取下げ書提出 令和6年6月19日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和5年8月30日） 取下げ : 承認（令和6年6月19日）		

陳情 第21号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情（その2）	令和5年7月20日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第5号	きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願	令和5年9月1日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査 令和6年7月3日 取下げ書提出 令和6年10月11日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和5年10月6日） 取下げ : 承認（令和6年10月11日）		

請願 第6号	学校給食費の無料化を求める請願	令和5年9月4日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年11月21日 審査 令和6年11月13日 取下げ書提出 令和6年12月13日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和5年11月2日） 取下げ : 承認（令和6年12月13日）		

陳情 第27号	市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の継続審議を求める陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第28号	市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第45号	川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情	令和5年11月29日 提出 令和5年12月7日 付託 令和6年2月9日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第17号	教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願	令和6年6月3日 提出 令和6年6月12日 付託 令和6年10月8日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第18号	小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願	令和6年6月18日 提出 令和6年6月25日 付託 令和6年8月22日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第19号	平中学校第二グラウンドにおける川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置に関する請願	令和6年8月28日 提出 令和6年9月12日 付託 令和7年2月12日 審査
審査の結果 : 趣旨採択		

請願 第20号	子どもたちの安心安全な教育環境の整備に係る意見書採択の要請に関する請願	令和6年9月3日 提出 令和6年9月12日 付託 令和6年10月8日 審査 令和6年11月29日 取下げ書提出 令和6年12月13日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和6年10月8日） 取下げ : 承認（令和6年12月13日）		

陳情 第87号	川崎市制100周年及び交通局事業80周年の記念事業として市営トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情	令和6年10月10日 提出 令和6年12月6日 付託 令和7年3月12日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第95号	学校給食の無償化を求める陳情	令和6年12月16日 提出 令和6年12月19日 付託 令和7年3月12日 審査
審査の結果 : 継続審査（令和7年3月12日）		

陳情 第102号	学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情	令和7年2月25日 提出 令和7年3月19日 付託 令和7年6月13日 審査
審査の結果：趣旨採択		

陳情 第110号	労務費に関する陳情	令和7年5月1日 提出 令和7年6月25日 付託
審査の結果：		

※審査経過については、市議会ホームページ「会議録検索システム」から、請願・陳情審査日の文教委員会記録を御参照ください。

陳情第 1 1 0 号

令和 7 年 5 月 1 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

多摩区在住者

労務費に関する陳情

陳 情 の 要 旨

教育委員会における各部署の労務費（給与費）の管理体制を整備していただきたい。

陳 情 の 理 由

現在、教育委員会では全体の給与予算については給与厚生課が所管していますが、個々の部署ごとの労務費管理は行われていないとの回答を所管課から得ました。しかしながら、財政健全化と限られた予算の有効活用を図るためには、各部署単位での労務費管理が不可欠であると考えます。

具体的な効果として、以下の 3 点が挙げられます。

1 無駄な支出の削減

各部署の労務費を可視化することで、人員過剰や不要な超過勤務の抑制が可能となり、人的コストを最適化できます。結果として、市全体の人件費削減に直結します。

2 迅速かつ効果的な財源再配分

部署単位で労務費の執行状況を管理することで、余剰や不足を早期に把握し、必要に応じて柔軟な財源移動ができるため、財政運営の無駄を防ぐことができます。

3 予算執行の透明性と市民への説明責任の向上

労務費管理が徹底されることで、教育予算の使用実態が明確になり、市民

への説明責任を果たすとともに、信頼性の高い財政運営が実現します。

以上により、教育委員会においては個々の部署ごとの労務費を明確に把握・管理する体制を早急に整備していただくことを強く要望いたします。